審査基準

令和4年6月1日作成

法 令 名:道路交通法

根 拠 条 項:第107条の7第3項

処 分 の 概 要:国外運転免許証の交付

原権者(委任先):長野県公安員会

法 令 の 定 め:

道路交通法第107条の7第1項及び第2項(国外運転免許証の交付)

道路交通法施行規則第37条の8 (国外運転免許証の交付)、第37条の9 (国外運転免許証交付申請書)、第37条の10 (国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定)

審 查 基 準:

(判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)

標準処理期間:

次に掲げるとおり。ただし、行政庁の休日は含まない。

- (1) 北信運転免許センター、東信運転免許センター及び中南信運転免許センター: 1日
- (2) 警察署(長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。):14日
- (3) 長野市松代交番、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番及び池田町 交番:14日

申 請 先:

- 1 即日交付を希望する場合 北信運転免許センター、東信運転免許センター又は中南信運転免許センター
- 2 即日交付を希望しない場合
 - (1) 警察署(長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。)
 - (2) 長野市松代交番、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番又は池田町 交番

問い合わせ先: 東北信運転免許課北信運転免許センター(電話:026-292-2345)

備 考: